

(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画)

# 奈良県市町村総合事務組合地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和3年2月25日

奈良県市町村総合事務組合

## 目次

1. 基本事項	1
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
2. 温室効果ガスの排出状況	2
(1) 基準年度における二酸化炭素排出量	
(2) 要因別の排出状況	
(3) 平成 25 年度～令和元年度の二酸化炭素排出量の推移	
3. 温室効果ガスの削減目標	5
4. 目標達成に向けた具体的な取り組み	6
(1) 設備改修による省エネルギー対策	
(2) 運用改善による省エネルギー対策	
(3) その他	
5. 進捗管理と進捗状況の公表	7
(1) 推進体制	
(2) 進捗状況の公表	

## 1. 基本事項

### (1) 目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条1項に基づき、奈良県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）が実施している事務及び事業によって排出される温室効果ガスの抑制等を率先して実行するために、必要な措置を定め、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

### (2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、組合の管理する施設において、組合が行うすべての事務事業を対象とします。

なお、本計画を実施するに当たり、入館団体及び会館利用者には、掲示等による啓発活動を行い、協力を依頼するものとします。

### (3) 対象とする温室効果ガス

法第2条第3項において規定されている7物質のうち、二酸化炭素以外の物質については排出量全体に占める割合が極めて小さいと想定されること、算定が困難なことから、本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素のみとします。

### (4) 計画期間

平成25年度を基準年度とし、計画期間を令和2年度から令和12年度とします。

なお、計画開始から5年後の令和7年度に、計画の見直しを行います。


項目	年度							
	平成25	・・・	令和2	・・・	令和7	・・・	令和12	
期間中の事項	基準年度		計画開始		計画見直し		目標年度	
計画期間								

図1. 計画期間イメージ

## 2. 温室効果ガスの排出状況

### (1) 基準年度における二酸化炭素排出量

平成 25 年度の二酸化炭素排出量は、766 t-CO<sub>2</sub>となっています。

### (2) 要因別の排出状況

平成 25 年度の各区分における二酸化炭素排出量は、以下のとおりです。

表 1. 基準年度（平成 25 年度）における二酸化炭素排出量内訳

対象となる排出活動		使用量	二酸化炭素 排出係数	二酸化炭素 排出量
燃料の使用	ガソリン※1	492.2 [L/年]	2.32 ※2 [t-CO <sub>2</sub> /kL]	1.14 [t-CO <sub>2</sub> /年]
	都市ガス	43205 [m <sup>3</sup> /年]	2.23 ※2 [t-CO <sub>2</sub> /km <sup>3</sup> ]	96.35 [t-CO <sub>2</sub> /年]
他人から供給された 電気の使用		1,300,077 [kWh/年]	0.000514 ※3 [t-CO <sub>2</sub> /kWh]	668.24 [t-CO <sub>2</sub> /年]
合計				766 [t-CO <sub>2</sub> /年]

※1 当組合公用車のみ（入館団体公用車は除く）

※2 環境省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」参照

※3 環境省「電気事業者別排出係数一覧（2012 年度実績）」参照

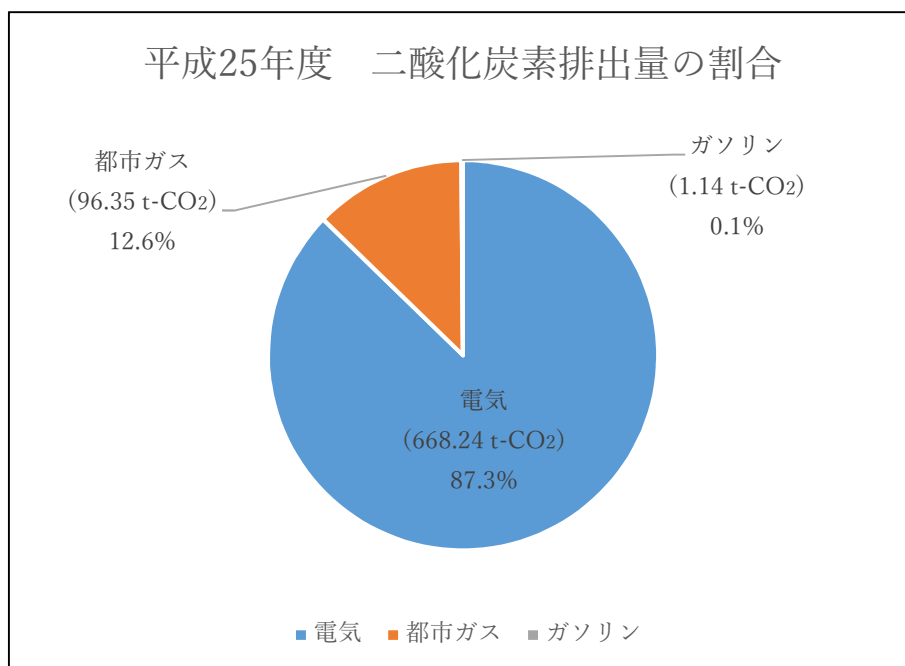


図 2. エネルギー種別 二酸化炭素排出量の割合（平成 25 年度）

(3) 平成25年度～令和元年度の二酸化炭素排出量の推移

基準年度から令和元年度における二酸化炭素排出量は以下の通りです。

表2. 二酸化炭素排出量の推移 [t-CO<sub>2</sub>]

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
電気	668.24	602.62	565.69	546.76	606.15	491.97	348.18
都市ガス	96.35	108.37	82.89	99.73	106.32	95.25	98.87
ガソリン	1.14	1.04	1.49	1.14	1.57	1.26	1.10
合計	765.73	712.02	650.06	647.62	714.03	588.47	448.14
減少率	0%	7%	15%	15%	7%	23%	42%

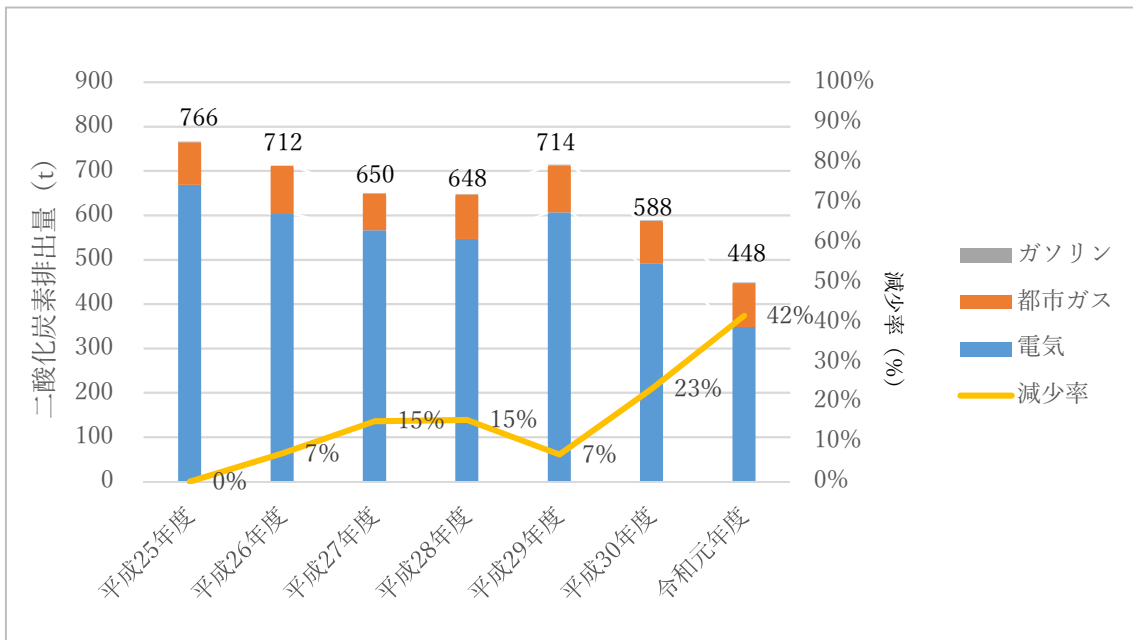


図3. 二酸化炭素排出量の推移

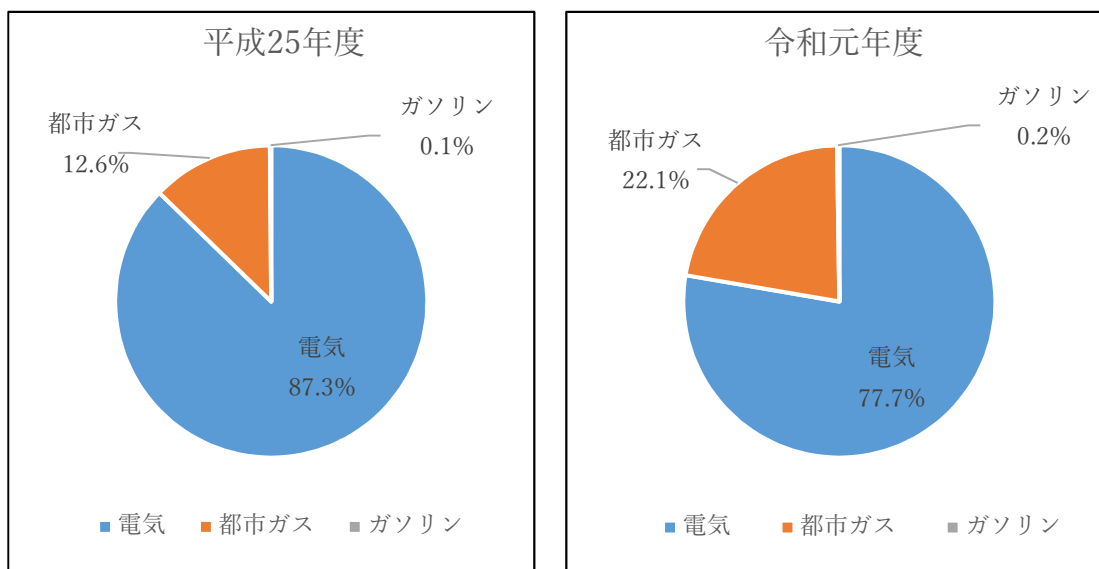


図4. エネルギー種別 二酸化炭素排出量の割合（平成25年度と令和元年度の比較）

当組合の全体の二酸化炭素量排出量については、平成25年度より増減はあるものの、概ね減少傾向となっています。これは、会館設備の更新、クールビズ・ウォームビズ等の省エネルギー化の推進、電力会社の二酸化炭素排出係数の改善等の要因が考えられますが、令和元年度における二酸化炭素排出量の大幅な減少は、社会情勢の変化等による一時的な事業の縮小（入館団体の事業も含む）が大きな要因と考えられます。

令和25年度から令和元年度において、電気使用における二酸化炭素排出量が他の要因に比べて大きく減少したため、令和元年度は全体の二酸化炭素排出量における電気の割合が小さくなっています（図4）。

### 3. 温室効果ガスの削減目標

目標年度（令和 12 年度）までに、基準年度（平成 25 年度）比で二酸化炭素排出量を 40% 以上削減することを目標とします。

表 3. 二酸化炭素排出量の削減目標

項目	基準年度（平成 25 年度）	目標年度（令和 12 年度）
二酸化炭素排出量	766 t-CO <sub>2</sub>	459 t-CO <sub>2</sub>
削減率	—	40%

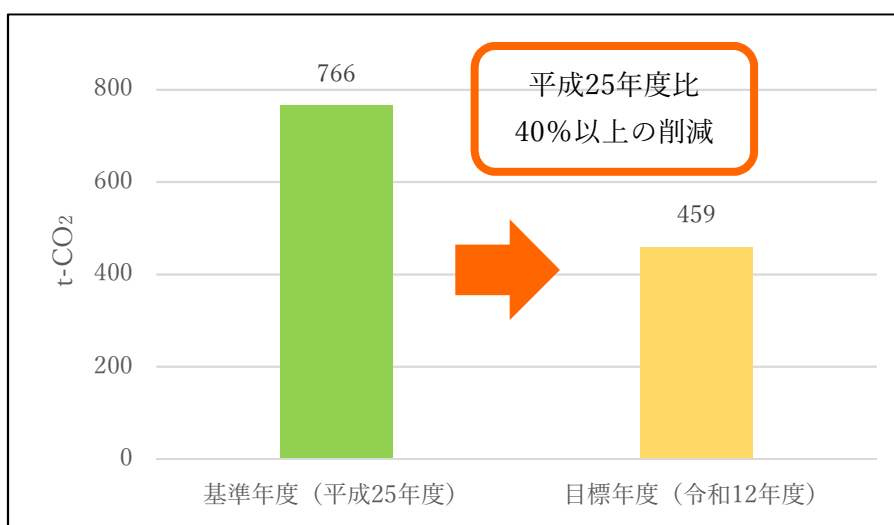


図 5. 二酸化炭素排出量の削減目標

本計画目標は、環境省「地球温暖化対策計画」エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の「業務その他部門」に基づいて設定しています。

「2. 温室効果ガスの排出状況」において令和元年度の二酸化炭素排出量が基準年度（平成 25 年度）に比べて 42% 減となっていますが、これは社会情勢の変化等による一時的な事業の縮小（入館団体の事業も含む）が大きな要因と考えられるため、削減目標を設定する上では参考値として取り扱っています。今後事業規模が平成 30 年度程度に戻った場合に上記削減目標を達成できるよう、計画に取り組むものとします。

なお、本削減目標については、今後の進捗状況の分析・点検結果を踏まえたうえで、適宜見直しを行うものとします。

#### 4. 目標達成に向けた具体的な取り組み

##### (1) 設備改修による省エネルギー対策

- ・設備の更新を行う場合は、省エネルギー設備の導入を推進する。
- ・公用車の更新時に、低燃費車やハイブリッドカーの導入を図る。

##### (2) 運用改善による省エネルギー対策

###### ① 電気及びガス使用量の削減

- ・空調の運転時間や適正な設定温度を心がける。
- ・クールビズ・ウォームビズの推進に努める。
- ・空調設備のフィルタを定期的に清掃する。
- ・使用していない部屋の空調及び照明はこまめに切る。
- ・ブラインドによる遮光等を活用する。
- ・できるだけエレベーターの使用をしない。
- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明及び空調の稼働時間の削減に努める。
- ・湯沸し器の使用を控える

###### ② 公用車の燃料使用量の削減

- ・公共交通機関を利用する。
- ・無駄なアイドリングを控える。
- ・急発進、急加速をしない。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。

###### ③ 入館団体及び会館利用者への啓発活動

- ・掲示等による啓発及び情報発信を行い、会館利用者全員の意識向上を促す。

##### (3) その他

削減目標の数値としては反映されませんが、省エネルギー化の対策として、下記の事項についても取組推進します。

###### ① 紙の削減

- ・両面印刷（コピー）及び縮小化を徹底する。
- ・使用済み用紙の裏面利用を徹底する。
- ・紙のリサイクルを徹底する。

###### ② ごみの減量、リサイクル

- ・廃棄物の分別を徹底する。
- ・リユース・リサイクルしやすい製品の購入に努める。

###### ③ 水道



- ・日常的な節水を心掛ける。

④ 物品購入等

- ・電気製品等を購入する際は、省エネルギー及び環境負荷の少ないものを選択する。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な物を選択する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を積極的に選択する。

## 5. 進捗管理と進捗状況の公表

### (1) 推進体制

総務課において、計画全体の推進及び進捗状況の把握並びに実施状況について点検を行い、必要に応じて計画の見直し等を行います。

### (2) 進捗状況の公表

年1回ホームページにより公表します。